

議案第3号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）の施行に伴い、懲戒権に関する規定が削除されたため、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和5年3月10日原案可決